

保護者様

信州大学教育学部附属幼稚園副園長 大野征二

出席停止についてのお知らせ

インフルエンザに感染した園児は、法律の規定により出席停止の扱いとなりますので、家庭においては医師と相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。なお、この間は休んでも欠席日数には含まれません。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、**インフルエンザは『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで』出席停止となっています。出席停止期間に従い、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。**

インフルエンザが治癒し、登園させる際には、下記の「**治癒報告書**」を**保護者の責任において記入**していただき、担任までお出してください。（医療機関に記入してもらうものではありません。）

治癒報告書（保護者記入）

信州大学教育学部附属幼稚園副園長 様

組 氏名

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

☆↓ **発症日とは、症状（咳・鼻水・発熱などのかぜ様症状）が出た日のことです。**

発症日(0日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降登校可
月 日	日	日	日	日	日	ただし、解熱した翌日から数えて、3日経過していなければ登園不可
この期間は出席停止期間になります。						(裏面参照)

☆解熱日(熱の下がった日)

月 日

☆受診した医療機関名及び受診日

医療機関名 :
受診日 : 年 月 日

例：月曜日に発症、火曜日に解熱でも、発症から5日を経過しなくては登園できません。この場合は土曜日が満了日となり、翌月曜日から登園できます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印